

檜原村老朽空き家除却補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内の宅地の利活用の促進及び安全で安心なむらづくりに資することを目的に、村内の老朽空き家の所有者に対しその除却に係る費用の一部を補助する檜原村老朽空き家除却補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽空き家」とは、村内に存する住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (2) 居住の用に供しない状態でおおむね1年以上経過していること。
- (3) 建物が登記されている又は未登記の場合は固定資産課税台帳に居宅用途として記載されていること。
- (4) 建物が登記されている場合には、建物に所有権以外の権利が存しないこと。
- (5) 補助金申請時において、当該住宅に居住している者がいないこと。

(補助対象)

第3条 補助金の対象となる空き家は、次に掲げる老朽空き家及びこれに附属する門、塀、生垣、柵、物置、車庫、その他日常の生活において通常必要とされる構造物の除却工事（以下「除却工事」という。）の費用の一部であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手したもの
- (2) 予定事業期間が交付決定日の属する年度の末日を超えるもの
- (3) 老朽空き家の一部を除却するもの
- (4) 他の制度に基づく補助金等の交付を受けて実施しようとするもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす個人又は法人とする。

- (1) 老朽空き家の所有者（共有の建物にあっては、共有者によって合意された代表者）であること。

(2) 地方税法に規定する村税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第3条に規定する除却工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

（事前申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、あらかじめ檜原村老朽空き家除却補助金事前調査申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、村長に提出し、本要綱の要件を満たすか否かの確認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、実態調査及び内容審査を行い、その結果を檜原村老朽空き家除却補助金交付対象判定通知書（様式第2号）により補助金交付申請者に通知するものとする。

（交付申請等）

第7条 前条の規定により本要綱の要件を満たす者で、補助金交付申請者は、檜原村老朽空き家除却補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、村長が不要と認める書類は、省略することができる。

(1) 補助金交付申請者の住民票の写し（補助金交付申請者が会社・法人の場合は、登記事項証明書）

(2) 老朽空き家の建物登記の全部事項証明書

(3) 老朽空き家の土地登記の全部事項証明書

(4) 代表者選任届（老朽空き家が共有の建物である場合に限る。）

(5) 納税状況等調査同意書

(6) 土地所有者同意書（老朽空き家の土地の所有者が当該老朽空き家の所有者と異なる場合に限る。）

(7) 除却工事に係る見積書の写し

(8) 委任状（所有者が補助金交付申請者と異なる場合に限る。）

(9) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは檜原村老朽空き家除却補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときは檜原村老朽空き家除却補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、やむを得ない事情により第7条第1項の規定による交付の申請を取り下げの場合は、檜原村老朽空き家除却補助金交付申請取下書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（除却工事の内容変更）

第9条 補助決定者は、除却工事の内容を変更しようとする場合は、檜原村老朽空き家除却工事内容変更申請書（様式第7号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更することが適当と認めたときは檜原村老朽空き家除却工事内容変更承認通知書（様式第8号）により、不適当と認めたときは檜原村老朽空き家除却工事内容変更不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（完了届）

第10条 補助決定者は、除却工事を完了した場合は、檜原村老朽空き家除却工事完了届（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- （2） 除却工事費が支払済みであることを証する書類
- （3） その他村長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第11条 村長は、前条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、檜原村老朽空き家除却補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに檜原村老朽空

き家除却補助金交付請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 村長は、前条の規定による補助金の請求があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2） 除却工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していることが確認されたとき。
- （3） 実施した工事の内容が、この要綱の趣旨に適合しないと村長が認めるとき。
- （4） その他村長の指示に従わなかったとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、檜原村老朽空き家除却補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 村長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、檜原村補助金交付規則（昭和35年規則第2号）の定めるところによることとし、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。